

伊勢原市小規模特認校実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色のある教育活動を行っている小規模小学校において教育を受けることを希望する者に対し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条及び伊勢原市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（平成6年伊勢原市教育委員会規則第1号）第6条の規定に基づき就学すべき小学校の指定を変更することを認める小規模の特定の小学校（以下「小規模特認校」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、伊勢原市立大山小学校とする。

(対象者)

第3条 小規模特認校に入学できる児童は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 保護者及び児童が、本市の住民基本台帳に記録があること。
- (2) 翌年の4月1日から就学予定の児童であること。
- (3) 小規模特認校の通常の学級での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること。
- (4) 保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、小規模特認校におけるPTA活動や地域との交流活動に積極的に参加し、及び協力できること。
- (5) 保護者が、安全な交通手段により児童を通学させられる者で通学に要する経費を負担できるものであること。

(就学できる児童の数)

第4条 小規模特認校に就学できる児童数は、伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小規模特認校の校長（以下「小規模特認校長」という。）と協議の上、決定するものとする。

(就学の時期及び期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、毎年4月1日とする。

- 2 小規模特認校に就学する児童は、卒業するまで当該小規模特認校に就学するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第3条の条件を満たさなくなった場合又は児童若しくは保護者の事情により小規模特認校への就学が困難になった場合には、政令第5条第2項の規定により就学すべき小学校（以下「指定小学校」という。）を指定するものとする。

(面談)

第6条 小規模特認校への指定の変更を受けようとする保護者及び児童は、次条の申請前に小規模特認校長及び教育委員会の面談を受けるものとする。

(申請)

第7条 小規模特認校への指定の変更を受けようとする保護者は、別に定める時期までに、小規模特認校指定変更申請書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(通知)

第8条 教育委員会は、小規模特認校長と協議し、指定を変更する場合には、小規模特認

校指定変更承認書（第2号様式）により保護者に通知するとともに、小規模特認校指定変更承認通知書（第3号様式）により小規模特認校長及び指定小学校の校長に通知するものとする。

（就学できる児童の数を超える場合の対応）

第9条 教育委員会は、前条により指定変更する場合で指定を変更する対象者が第4条の就学できる児童の数を超えるときには、抽選により指定を変更する者の決定を行うものとする。この場合において、抽選結果を書面により保護者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、小規模特認校の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（令和元年10月31日教委告示第19号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。

（伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認に関する要綱の一部改正）

2 伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認に関する要綱（平成24年伊勢原市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表の7の項を削り、同表の8の項を同表の7の項とする。

（特色ある教育モデル校の承認に関する経過措置）

3 この告示の施行の際、現に改正前の伊勢原市立小学校及び中学校の就学指定校変更の承認に関する要綱別表の規定による承認は、当該承認期間の限度まで、なおその効力を有する。

附 則（令和5年3月31日教委告示第4号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

小規模特認校指定変更申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

保護者氏名

電話番号 ()

次のとおり、伊勢原市小規模特認校実施要綱第3条に該当し、同条を遵守できるため、就学指定校以外の伊勢原市立大山小学校に就学させたいので申し出します。

なお、当該児童の登下校の安全については、保護者が責任を持ちます。

児童	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	保護者との関係	
	住所			
	就学希望校及び学年	伊勢原市立大山小学校 第1学年		
	就学希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	就学指定校及び学年	伊勢原市立 小学校 第1学年		
伊勢原市小規模特認校実施要綱第3条の該当	該当する□にレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> (第1号) 保護者及び児童が本市の住民基本台帳に記録がある <input type="checkbox"/> (第2号) 翌年の4月1日から就学予定の児童である <input type="checkbox"/> (第3号) 通常の学級での学習や活動ができる心身の状況にある児童である <input type="checkbox"/> (第4号) 当該校の教育活動を理解し、PTA活動や地域との交流活動に積極的に参加し、及び協力できる <input type="checkbox"/> (第5号) 安全な交通手段により児童を通学させられ、通学に要する経費を負担できる			

(保護者→教育委員会)

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会

小規模特認校指定変更承認書

年 月 日付で申請のありました小規模特認校指定の変更について、次の条件を付し、承認いたします。

児童	フリガナ		性別	
	氏名			保護者との関係
	生年月日	年 月 日生		
	住所			
	就学承認校	伊勢原市立大山小学校 第1学年		
	就学承認期間	年 月 日から	年 月 日	
	就学指定校	伊勢原市立	小学校	第
保護者氏名				
承認条件		-----		

(教育委員会→保護者)

年 月 日

小学校長 殿

伊勢原市教育委員会

小規模特認校指定変更承認通知書

次の児童について、伊勢原市小規模特認校実施要綱第8条に基づき就学指定校の変更を承認したので通知します。

児童	フリガナ		性別	
	氏名			保護者との関係
	生年月日	年 月 日生		
	住所			
	就学承認校及び学年	伊勢原市立大山学校 第1学年		
	就学承認期間	年 月 日 から 年 月 日		
	就学指定校及び学年	伊勢原市立 小学校 第1学年		
保護者氏名				
備考				

(教育委員会→学校長)